

●香川県告示第129号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成30年4月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
燧灘沿岸	花稲漁港	花稲漁港海岸	<p>1 指定場所 観音寺市大野原町花稲字切戸、字西新海地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。）</p> <p>基点1 観音寺市大野原町花稲字切戸525番9地先の標杭</p> <p>基点2 基点1から113度04分、6.3メートルの地点</p> <p>基点3 基点2から37度22分、19.4メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から54度22分、25.7メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から69度50分、21.9メートルの地点</p> <p>基点6 基点5から52度45分、19.8メートルの地点</p> <p>基点7 基点6から31度04分、18.3メートルの地点</p> <p>基点8 基点7から23度39分、28.7メートルの地点</p> <p>基点9 基点8から19度07分、14.8メートルの地点</p> <p>基点10 基点9から5度46分、17.2メートルの地点</p> <p>基点11 基点10から2度03分、20.4メートルの地点</p> <p>基点12 基点11から10度55分、72.9メートルの地点</p> <p>基点13 基点12から10度32分、24.1メートルの地点</p> <p>基点14 基点13から14度29分、8.6メートルの地点</p> <p>補助点1 基点1から280度40分、73.2メートルの地点</p> <p>補助点2 基点5から310度01分、57.6メートルの地点</p> <p>補助点3 基点10から297度57分、55.6メートルの地点</p> <p>補助点4 基点14から284度29分、50.5メートルの地点</p>